

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年 11 月 8 日（金）午前 9 時 30 分～午前 9 時 50 分

2. 開催場所

矢掛町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員 16 名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第 39 号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第8回農業委員会総会を開催します。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。 ・11月 5日 岡山東税務署との農業投資価格に関する意見交換会（役場） 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は6番 小野委員と、7番 平井康夫委員にお願いします。 本日の議事につきましては議案第37号から議案第39号の3議案です。
議 長	議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 2件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号28番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	この土地は、10年程前から譲渡人が譲受人に管理をお願いしているそうです。 今後も、譲受人が管理をしていくので、この度、所有権移転をします。 問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号28番につきまして、他にご意見はございませんか。 （異議なし） 異議がございませんので、事案番号28番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	事案番号 <u>29</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	この土地は、割田です。譲受人は、この土地の東側の土地を所有しています。 譲受人は、譲渡人から西側の土地を譲り受け、1筆全部を耕作します。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>29</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>29</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>38</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号11番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当 しないため、第2種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せて おります。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	この土地の南側の土地は、今年5月に転用の申請がありました。この度、譲渡人の 所有する土地と一緒に転用をします。転用申請面積の増加に伴い、東向き3階建て から南向き3階建てに、設計変更がありました。隣接地に土砂が流出しないように 、コンクリートの壁を設置します。 日照については、この土地の北側に農地があります。建物は3階建てですが、農地 と距離がありますので、日照に問題はありません。周辺の土地に影響はないと思 いますので、問題はありません。

議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、開発事業実施届出書について承諾の旨が通知される場合かつ道路法第24条について許可の通知がされる場合、許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>39</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 139) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを <u>83</u> 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(集積計画の概要説明)
議 長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	矢掛地区について確認報告します。 矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
美川地区 推進委員	美川地区について確認報告します。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	三谷地区について確認報告します。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
山田地区 推進委員	山田地区について確認報告します。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
川面地区 推進委員	川面地区について確認報告します。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。

中川地区 推進委員	特に問題はありません。 中川地区について確認報告します。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
小田地区 推進委員	小田地区について確認報告します。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
事 務 局	町外について確認報告します。 町外で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
議 長	矢掛町農用地利用集積計画書（No. 139）（案）の確認報告が終わりました。 議案第39号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 139）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。 （異議なし） 異議がございませんので、「異議なし」と決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	1番について、確認しました。この土地は、今年3月に露天資材置場にする一時転用の申請が出ました。この度、この土地を農地に戻し、現況を田から畑に変更しました。果樹を植えています。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
7 番委員	確認しました。1番は、貸渡人に転用の予定がある為、解約をします。

中川地区 推進委員	確認しました。2番は、別の方が耕作をされる為、解約します。
中川地区 推進委員	確認しました。3番は、所有権移転をする為、解約します。
小田地区 推進委員	確認しました。4番は、借受人が亡くなられた為、解約します。
議 長	農地転用の完了報告書 について 地元委員の確認報告をお願いします。
8 番委員	確認しました。この土地は、申請のとおり露天駐車場に転用されていました。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。